

## 緊急事態宣言後の認定こども園等の本市の対応について

## 1 認定こども園等の運営について

## (1) 今後の方針

感染拡大防止を図るためにも、施設へ 5 月 6 日（水）まで「原則休園」を要請。

ただし、これまでどおり、医療従事者等の真に保育を必要とする方（※）については、継続して保育を実施。（保護者に申請書の提出を求める。）

※ 真に保育を必要とする方

- ・ 医療従事者
- ・ 警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
- ・ ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合

## 《背景》

- ・ 現在、本市感染者についても急激な増加傾向にあり、保育運営事業者からも継続して開園することについて不安の声が寄せられている。
- ・ 緊急事態宣言後における登園自粛依頼を受けても、全体の 75%に留まっている。（公立）
- ・ 11 日の政府対策本部会議において、緊急事態を 1 か月で終えるには最低 7 割、極力 8 割の接触削減の実現の方針が示された。

## 2 休園要請期間における保育料等の取り扱い

## (1) 保育料の減額（0～2 歳児クラス）について

- ・ 1 日以上、家庭保育へ協力（登園自粛）した家庭の保育料を日割計算にて減額。

※保護者に一旦全額納付いただき、後日還付等の手続きを案内。

## (2) 給食について

- ・ それぞれの園の体制に応じて、安全に給食を提供することが困難である場合は、保護者に昼食の持参を協力依頼。

※子どもに給食が提供できない場合の給食費の取扱いは、後日各園から周知予定。（食材調達の状況などを踏まえ、各園の判断にて還付を実施。）

<対応（例）>

- ・ 差額を保護者へ還付する。
- ・ 保護者に説明のうえ、再開後の食材の充実に充てる。（デザートなど）
- ・ 保護者に説明のうえ、その他食材費以外の実費徴収に充当する。
- ・ 保護者に説明のうえ、還付しない。（0～2 歳児クラスの子どもの給食費は、保育料に含まれている。）

## (3) 育児休業中の家庭について

- ・ 令和 2 年 4 月からの利用調整で利用が決まった育児休業中の家庭については、原則、4 月中に復職する必要があるが、新型コロナウイルス感染症に起因し、一時的に育児休業を延長した場合は、復職が 6 月中となっても、利用決定の取り消しは行わない。

※ただし、0～2 歳児クラスの子どもの保育料は 5 月 7 日から発生。

(案)

令和2年4月 日

保護者の皆様へ

堺 市

認定こども園・保育所等の臨時休園について

堺市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月8日(水)から登園を自粛し家庭での保育協力をお願いしておりますが、さらなる拡大防止を図るため、4月15日(水)から5月6日(水)までの間、原則、休園とします。できる限りお仕事などの都合をつけていただき、家庭での保育をお願いします。

なお、下記に該当する場合で、どうしても保育が必要な場合については、各園に「保育利用申請書」(別紙2)を提出いただきますようお願いいたします。

保育料の取り扱いなどについては、別紙1をご参照下さい。

記

- 1 臨時休園期間 令和2年4月15日(水)から5月6日(水)
- 2 保育の対象となる家庭
  - ・医療従事者
  - ・警察、消防、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方
  - ・ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合
- 3 その他 家庭保育のご協力をいただいている間に、施設から、園児の様子や健康状態をお聞かせいただくため連絡することがあります。緊急連絡先に変更がある場合は、必ず施設にお知らせください。

【担当】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市子ども青少年局子育て支援部

幼保推進課 TEL 072(228)7173 / FAX  
072(222)6997